

令和4年広審第18号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月13日12時55分

岡山県釜島北西端沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 3.0トン

登 録 長 9.16メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 254キロワット

3 事実の経過

Aは、平成23年8月に進水した、船体中央部に設けた操舵室の右舷前部に舵輪、GPSプロッター、レーダー等を装備し、その後方に操縦席を、同室後部に1人掛けのリアシートを、同左舷側に3人掛けのベンチシートをそれぞれ備える、最大搭載人員が10人のFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年11月13日08時30分岡山県味野港を発し、香川県与島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、08時50分前示釣り場に到着して釣りを始め、岡山県六口島及び香川県櫃石島周辺の釣り場に移動して釣りを続けた後、与島北方沖合の釣り場に戻り、12時00分から釣りを再開した。

a受審人は、釣果が得られず風勢が増すことも見込まれたので釣りを終え、12時45分与島北方約500メートル沖合を発進して帰航の途に就き、12時51分僅か前櫃石港4号防波堤灯台（以下「櫃石島灯台」という。）から121度（真方位、以下同じ。）1.15海里の地点に至って、針路を354度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、釜島西岸と同岸沖合の大裸島及び小裸島のほか暗岩等が南北方に連なるコシキと称する浅所間の水域（以下「釜島水道」という。）を北上するつもりで進行した。

ところで、a受審人は、これまで釜島、大裸島及び小裸島を目視しながら毎月1回ないし2回程度釜島水道を航行していたものの、釜島西岸付近の浅所の有無や水深を把握していなかった。

針路を定めたとき、a受審人は、釜島に寄せ過ぎなければ航行できると思い、釜島水道域内の浅所等をGPSプロッターで確かめるなど、水路調査を十分に行わなかったため、同島北西端沖合に暗岩が存在す

ることも、当該暗岩に向首する針路となっていることにも気付かなかった。

a 受審人は、釜島の島陰から現れた他船と同島北西沖合で行き会ったことがあったので、12時54分僅か過ぎ櫃石島灯台から077度1,710メートルの地点で、他船の出現に備えて速力を8.0ノットに減じて続航した。

こうして、a 受審人は、定めた針路のまま他船の動静を気にしながら進行中、12時55分櫃石島灯台から070度1,740メートルの地点において、フ号は、原針路、原速力のまま、釜島北西端沖合の暗岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の西風が吹き、潮候は上げ潮の初期で、視界は良好であった。

乗揚の結果、船尾船底外板の割損、推進器翼の曲損等が生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、帰航のため釜島水道を北上するに当たり、針路を定める際、水路調査が不十分で、釜島北西端沖合の暗岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、帰航のため釜島水道を北上するに当たり、針路を定める場合、釜島西岸付近の浅所の有無や水深を把握していなかったのだから、釜島水道域内の浅所等をGPSプロッターで確かめるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釜島に寄せ過ぎなければ航行できると思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、同島北西端沖合に暗岩が存在することも、当該暗岩に向首する針路となっていることにも気付かず、釜島北西端沖合の暗岩に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船尾船底外板の割損、推進器翼の曲損等

を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 2 日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人